

にし阿波「若者」地域共創プロジェクト事業 業務委託仕様書

1 目的

県西部2市2町（美馬市、三好市、つるぎ町及び東みよし町（以下「にし阿波」という。））においては、少子高齢化の進行に加え、就職や進学をきっかけとして若者が大都市圏や隣接する四国他3県など地域外へ流出する傾向が顕著であり、持続可能な地域社会・経済を実現するためには、今後の地域を支える人材の確保が急務である。

そこで、地域外の若者をアドバイザー（専門家）として招聘し、にし阿波の産業や仕事、地域資源の魅力を知り、さらには、地元の若者や地域を支える人々と交流しながら、「若者」ならではの視点から地域課題の解決や魅力の磨き上げを図る「地域体験・共創プログラム」（以下、「プログラム」という。）を実施することにより、地域の更なる魅力向上と人材確保につなげる。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月22日まで

3 業務内容

(1) プログラムの内容

プログラムは以下のアからウまでの各取組により構成する。

ア 「仕事体験／人材確保サポート」の実施

地域外の若者がにし阿波の企業での仕事体験を踏まえ、若者の目線から当該企業で働く魅力や人材確保上の課題を洗い出し、企業の採用活動に対するアイデアの提案やその導入に向けたサポート等を実施することにより、「徳島・にし阿波で働く魅力」発信の強化につなげ、事業者と求職者とのマッチングの促進を図る。

イ 「文化体験／地域振興サポート」の実施

地域外の若者が地域行事など文化資源の運営やPRに携わり、担い手としての体験を踏まえ、若者の目線から当該資源の魅力や課題を洗い出し、更なる魅力の磨き上げに向けたアイデアの提案等を行うことにより、地域の文化振興や観光誘客の促進を図る。

ウ 「価値創出体験／魅力向上サポート」の実施

地域外の若者が地域の課題や可能性について、地元の若者や地域を支える人々と交流しながら、処方箋となるアイデアを生み出すワークショップを開催し、地域のにぎわい創出と魅力の向上を図る。

(2) プログラムの実施に伴い発生する業務

- ・アドバイザーとして招聘する地域外の若者及び支援先となる事業者や団体、その他協力者の募集・確保
- ・プログラムの実施内容の企画、実施の周知・広報
- ・実施に伴い必要となる設備、機器等の準備
- ・進行管理及び関係者との連絡・調整
- ・実施に伴い発生する諸経費の支払い
- ・支援先の事業者等に対して提案されたアイデアの活用等に向けた支援

(3) 実施期間

令和8年6月から令和9年2月までの期間

(4) その他

- ・本業務の各取組における支援対象は、「仕事体験／人材確保サポート」については、人材確保に積極的に取り組むにし阿波管内の事業者、「文化体験／地域振興サポート」については、地域おこしや文化振興、観光誘客に取り組むにし阿波管内の団体等とし、「価値創出体験／魅力向上サポート」の実施にあたり交流する地元関係者は地元の10～30歳代程度の若者や地域の活性化に取り組む事業者等とすること。
- ・アドバイザーとして招聘する若者は、にし阿波の仕事や産業等に興味を持ち、にし阿波地域以外に居住する10～30歳代程度の者とし、本プログラムにおいて

は、延べ40名程度の参加を目安とすること。

- ・プログラムの実施にあたっては、原則として短期間での集中実施を想定しているが、円滑な事業の実施のため必要と認められる場合は、徳島県と協議の上、実施時期等を分割できるものとする。
- ・プログラムの内容や実施時期、事業の参加者等について、徳島県との適宜協議の上、決定すること。
- ・業務の目的を実現できるよう協力者の確保やプログラムの行程など事業全体に工夫を凝らし、効率的・効果的な事業の実施を図ること。
- ・運営費用の対象として、アドバイザーの招聘に係る費用、会場借上げ、広報に係る費用などを含むこと。
- ・支援の対象となる事業者等に対して実施するサポートは、補助・助成、給付等を行うものではないため留意すること。また、方法や内容については、徳島県と協議の上、決定すること。

(5) 実績報告

業務が完了した後、内容及び成果について実績報告書を作成し、県が指定する期日までに企画総務部美馬地域連携事務所へ提出すること。

また、事業の目標の達成状況や支援の満足度を把握するため、支援を行った事業者等にとって本事業による取組が採用や就職に役に立ったかどうか等、県が別途指定する内容について、令和8年11月末時点及び令和9年3月末時点の実績を調査し、報告すること。このとき、別途指定する様式により調査することとし、必要に応じてヒアリングも実施すること。ヒアリングを実施する際は、日時や聴取者等が分かるように記録も取り、提出すること。

4 対象経費の範囲

対象経費は次のとおりとする。

ただし、委託期間内に費消することのできない経費、支出を証する書類のない経費や国又は県により別途、補助金、委託費又は助成金等が支給される経費は除くものとする。

(1) 人件費

賃金、各種手当、社会保険料、労働保険料

(2) 事業費

諸謝金、旅費、教材費、需用費（土地建物借料、建物借料、備品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料、燃料費、通信運搬費、雑役務費等）

(3) 上記（1）及び（2）の経費に係る消費税及び地方消費税

(4) その他

ア 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

イ 委託業務の実施に要する経費は、領収書等で確認できること。

ウ 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿類、業務日誌等の事業の実施状況が確認できる書類等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

エ 10万円を超える高額な経費については、その価格等が適切であることについて、十分な精査を行い、当該価格等によった理由や根拠について明らかにしておくこと。

なお、根拠としては、複数の業者の料金表等（カタログ等）での比較や相見積もりにより妥当な価格であると判断されること等を想定している。

オ 諸謝金について

謝金単価は、1時間あたり原則3万円以内とすること。

例外として、3万円を超える単価とする必要がある場合は、業務内容の専門性等を踏まえ、当該者以外では業務内容を満たすことができない場合であって、当該単価を設定した理由と積算の根拠が明らかにされている場合に限り、認めるものであること。（理由と積算の根拠については、事前に県の承認を得ておくこと。）

講演に係る謝金（講演料）についても、謝金単価と同様の取扱いとし、この場合の謝金総額は30万円を上限とすること。

カ 備品等の購入について

（ア）備品の購入に係る留意点

備品の購入については、真に必要な場合に限ること。

具体的には、取得しようとする備品について、リース等の賃貸借契約による場合の委託期間分の支払合計額に比して購入額が安価な場合に限ることとし、それ以外の場合は、リース等の賃貸借契約とすること。

(イ) 消耗品の購入に係る留意点

備品以外のいわゆる消耗品についても、購入額に比してリース等の賃貸借契約による場合の委託期間分の支払合計額が安価となる場合は、可能な限りリース等の賃貸借契約によること。

(ウ) リース契約に係る留意点

リース料の算定にあたっては、一回の支払に係る金額について、委託期間中と比較して、委託期間終了後の金額が安価とならないよう留意すること。

また、リース期間（全期間）の設定にあたっては、法定耐用年数に基づくことが必要であることに留意すること（法定耐用年数経過後の再リースについては、一年単位の更新を基本とし、再リース料は当初リース料の10%以下の額とすること。）。

リース期間終了後、貸し手にリース物件を返還する（所有権の移転が生じない）契約等により対応すること（購入選択権付リース（所有権移転ファイナンス・リース）については、認めない。）。

キ 移動については、可能な限り公共交通機関を利用することとし、自動車のリース契約やレンタカーの使用等については、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができない場合に限ることとし、必要最低限の利用とすること。

5 対象外経費

次の（１）から（８）までに該当する経費については、対象経費としない。

- (1) 施設等の設置や改修に要する経費
- (2) 委託期間中に費消しない交通系ＩＣカードの残余、回数券、郵券等の金券類に係る経費
- (3) 国家公務員の諸謝金・旅費
- (4) 事業主、求職者や労働者に提供する物品（リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く。）の購入等に係る経費
- (5) 飲食に係る経費（会議開催時の茶菓代や旅費に含まれる場合を除く。）
- (6) 日本国外における事務所や窓口の設置・運営に係る経費
- (7) 支援の対象となる事業主、求職者等に対する補助、助成等（直接又は間接若しくは名称の如何を問わずこれに類するものを含む。）に係る経費
- (8) その他事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して県が対象とすることが適当でないと認める経費

6 委託契約について

- (1) 採択された事業者は、改めて徳島県に見積書を提出し、徳島県と協議の上、双方で委託契約を締結し、委託業務を実施すること。
- (2) 委託契約に係る委託料は、必要な場合は一部の前金払いを可能とする。
- (3) 委託業務完了後は速やかに実績報告書及び必要に応じて県が求める資料を提出すること。

7 特記事項

- (1) 業務の実施にあたっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めることとする。なお、事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意を持って処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 業務の遂行上知り得た個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (3) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (4) 採択された事業者は、本業務を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た

上で、業務の一部を委託することができる。

- (5) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- (6) 事業実施にあたり、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県へ連絡すること。
- (7) 本業務に係る苦情等に関しては、受託事業者が責任を持って誠実に対応すること。